

奈良県訓令第十二号

各部課室

各出先機関

特別の形態によつて勤務する必要がある職員の勤務時間に関する規程（昭和四十八年三月奈良県訓令甲第十一号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

別表なら歴史芸術文化村の項を削り、同表奈良県立美術館の項の次に次のように加える。

なら歴史芸術文化村	なら歴史芸術文化村に勤務する者	四週間を超えない期間につき一週間当たり三十八時間四十五分を超えない範囲内において、所属長が定める。	職員ごとに四週に八回所属長が定める日
-----------	-----------------	---	--------------------